

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
金 森 越 哉

### 教科書の改善について（通知）

平成20年12月25日、教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）において、「教科書の改善について（報告）」（以下「報告」という。）が取りまとめられました。

「報告」においては、教育基本法で示す目標等を踏まえた教科書改善など、六つの「教科書改善に当たっての基本的な方向性」が示されるとともに、「教科書改善の具体的方策」として、「教科用図書検定基準等の改善」や「教科書発行者における著作・編集の在り方の改善等」が提言され、さらに、教科書検定の信頼性を一層高めるため、「教科書検定手続き改善の具体的方策」が提言されました。

この提言を踏まえ、文部科学省においては、以下の規則等の改正を行いましたので、その各々の内容について、別添の資料を御参照願います。

なお、関連の資料については、文部科学省のホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/main3\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/main3_a2.htm)）に掲載していますので、御参照ください。

- 教科用図書検定規則（別添1参照）  
（別添1の内容）
  - ① 教科用図書検定規則の一部を改正する省令（平成21年3月4日文部科学省令第2号）
  - ② 教科用図書検定規則
  - ③ 新旧対照表（教科用図書検定規則一部改正）
- 義務教育諸学校教科用図書検定基準（別添2参照）  
（別添2の内容）
  - ① 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年3月4日文部科学省告示第33号）
  - ② 新旧対照表（義務教育諸学校教科用図書検定基準全部改正）
- 教科用図書検定規則実施細則（別添3参照）  
（別添3の内容）
  - ① 教科用図書検定規則実施細則の一部を改正する大臣裁定（平成21年3月25日）
  - ② 教科用図書検定規則実施細則
  - ③ 新旧対照表（教科用図書検定規則実施細則一部改正）

各教科書発行者におかれては、下記の事項に留意の上、これら規則等の改正内容

及び「報告」の趣旨・内容を十分に理解し、教科書の著作・編修に当たって、より一層の創意工夫を図り、教育基本法や学校教育法が示す理念や目標、新しい学習指導要領の趣旨・内容等が的確に反映され、質・量ともに格段に充実した教科書となるよう、その改善に努めていただくようお願いします。

## 記

### 1 教科書改善の具体的方策について

#### (1) 教科用図書検定基準等の改善

教科用図書検定基準は、検定における教科書の審査が適正かつ公正に行われるよう、文部科学大臣によりあらかじめ告示されている審査の基準であり、審議会において、これに基づき教科書の記述内容についての審査が行われるものである。

今回の検定基準改正等の趣旨・内容の主な点は、以下のとおりである。

#### ① 教育基本法で示す目標等を踏まえた教科書改善

(ア) 教科書が、教科の主たる教材として、教育基本法に示す教育の目標等を達成するため、これらの目標に基づき検定基準の各項目に照らして適切であるかどうかを審査する旨を明記したこと。〔検定基準総則関係〕

(イ) 教育基本法や学校教育法に示す教育の目的や目標、学習指導要領総則に示す教育の方針や各教科の目標と一致していることを明記したこと。

〔検定基準各教科共通の条件1(1)及び(2)関係〕

(ウ) (ア)、(イ)の検定基準の見直しに即して、教育基本法等に示す教育の目的・目標との対照を示す書類を追加するなど、申請図書の添付書類の整備を図ったこと。〔実施細則第1の2⑧関係〕

#### ② 知識・技能の習得、活用、探究に対応するための教科書の質・量両面での格段の充実

(ア) 図書の内容が「厳選されていること」を求める規定や記述の分量に関する規定を見直すとともに、「補充的な学習」、「繰り返し学習」、「他教科と関連する内容の学習」に係る記述等を抑制する規定を見直し、発行者の創意工夫により、記述内容が質・量ともに格段に充実するよう改正したこと。〔検定基準各教科共通の条件1(5)、2(2)及び(11)関係〕

(イ) 個々の児童生徒の理解に応じたきめ細やかな指導が充実するよう、「発展的な学習内容」の定義を明確にするとともに、「発展的な学習内容」の記述に関する抑制的な扱いを見直すなどしたこと。

〔検定基準各教科共通の条件2(14)、(15)及び(16)関係〕

#### ③ 多面的・多角的な考察に資する公正・中立でバランスのとれた教科書記述

(ア) 政治・宗教の扱いについて、教育基本法第14条(政治教育)及び第15条(宗教教育)に照らし、適切かつ公正な扱いとすることを明記したこと。

〔検定基準各教科共通の条件2(4)関係〕

(イ) 特定の個人、団体等の活動に対して政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれはないことという条件を明記したこと。

〔検定基準各教科共通の条件2(8)関係〕

(ウ) 未確定な時事的事象や引用資料等の扱いについて、より公正・中立なものとなるよう見直しを行ったこと。

[検定基準各教科共通の条件2(9)及び各教科固有の条件[社会科]2(2)関係]

④ 教科書記述の正確性の確保

(ア) 誤記・誤植等がない正確な記述とするとともに、実質的な記述内容の審査を確保するため、記述の正確性に関する規定のうち、客観的に明白な誤記、誤植等に関する規定を分離し、適用関係を整理したこと。

[検定基準各教科共通の条件3(2)関係]

なお、当該規定(改正後の検定基準各教科共通の条件3(2))に該当する誤記・誤植の箇所数等については、検定審査終了後に公表することを予定していること。

(イ) 著作・編集段階における校正体制の強化を図る観点から、申請者における校正体制を確認するため、検定審査申請書の添付書類として「校正体制等報告書」を追加したこと。 [実施細則第1の1(3)関係]

(2) 教科書発行者における著作・編集の在り方の改善等

「報告」を踏まえ、教科書発行者においては、以下のような取組を進めることが必要である。

- ① 教育基本法や学校教育法が示す教育の理念や目標、新しい学習指導要領に示す各教科の目標、内容等を正確に理解し、教科書記述に的確に反映していくこと。また、学習指導要領の理解に当たっては、学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細を説明した「学習指導要領解説」を活用していくこと。
- ② 学習指導要領の改訂の趣旨を十分に踏まえ、つまづきやすい内容の繰り返し学習及び補充的な学習を指導しやすくするための配慮・工夫を行うなど、児童生徒がより一層意欲的に学習に取り組むことができるよう、著作・編集に当たること。
- ③ 客観的に明白な誤記・誤植等のない正確な教科書記述とするため、徹底した校正を行う体制を整えるなど、責任ある教科書の著作・編集に努めること。  
また、責任ある教科書の著作・編集の観点から、執筆に当たった著作者及び監修者等について、当該図書における具体的な担当箇所や著作・編集における役割等を教科書において明記すること。
- ④ 上記のほか、「公正・中立でバランスのとれた話題・題材の選定や記述」、「適切な体裁の工夫やイラスト・写真等の使用」、「すべての児童生徒にとって学習しやすいレイアウト等の適切な配慮の研究」等の「報告」の提言事項を踏まえ、適切な対応を行うこと。

2 教科書検定手続き改善の具体的方策について

今回の検定規則等の改正の趣旨・内容の主な点は、以下のとおりである。

(1) 検定手続きの透明性の一層の向上

- ① 検定における審査過程を一層公開するため、申請図書に加え、見本、教科書調査官の作成する検定意見の原案である調査意見及び検定意見の内容その

他検定の申請に係る資料を、検定審査終了後に公開するものとしたこと。

〔検定規則第18条関係〕

② 反論書、意見申立書、修正表、判定案、不合格理由書等を検定審査終了後に公開するものとしたこと。  
〔実施細則第5の(1)関係〕

③ 審議会の部会や小委員会の議事概要（開催日、出席委員、付議事項、決定事項、議事の概略を記載した資料）を作成し、検定審査終了後に公表することや、審議会の各委員の部会や小委員会の分属を検定審査が終了した後に公表することについて、「報告」の提言に沿って、審議会において決定する予定であること。

(2) 審査過程における申請図書等の適切な情報管理

① 申請者側の不適切な情報管理により、申請図書等の情報が検定審査終了前に流出し、その結果、正常な状況で会議が開催できないなど、調査審議に支障があると認めた場合には、審議会の部会や小委員会の判断に基づき、調査審議の一時停止等の措置を講ずることの手続きについて、「報告」の提言に沿って、審議会において決定する予定であること。

② 検定済図書の訂正申請の内容について、申請図書の扱いと同様に、申請が承認されるまでは、申請者において適切に管理しなければならないこととしたこと。  
〔実施細則第5の(3)③関係〕

(3) 専門的見地からのきめ細やかな審議の確保

① 特に慎重な判断を要する事項（例えば「高度な専門性を要する新たな記述の審査」、「学説が複数ある記述に意見を付す審査」など）の審議について、審議会の部会・小委員会の判断により、専門委員の任命、外部専門家からの意見聴取を行うことなど、より専門的できめ細やかな審査を行う場合の審議の進め方について、「報告」の提言に沿って、審議会において決定する予定であること。

② 検定意見の伝達方法等について、検定意見の趣旨や理由、背景にある考え方等が、申請者に対し正確に伝えられるよう、必要に応じ検定意見書を更に分かりやすく記述することや、検定意見の通知から時間的余裕をもって補足説明の場を設けるなど、より丁寧な伝達がなされるよう、「報告」の提言に沿って、改善を図る予定であること。

(4) 教科書調査官の役割の明確化等

① 教科書検定において、申請図書に係る専門的な調査審議のために審議会に提出される調査意見を記載した資料その他の必要な資料を作成するため、申請図書について必要な調査を行うという教科書調査官の役割を検定規則上明確化したこと。  
〔検定規則第11条関係〕

② 教科書調査官の選任の改善及び職歴等の公表について、「報告」の提言に沿って、対応する予定であること。

### 3 施行の時期

(1) 改正後の検定規則は、平成21年4月1日から施行し、施行の際、現に改正前の教科用図書検定規則の規定による申請が受理されている図書の検定については、なお従前の例によること。

(2) 改正後の検定基準は、平成21年4月1日から施行し、小学校の教科用図書については平成23年度以降の使用に係るもの、中学校の教科用図書については平成24年度以降の使用に係るものの検定から適用すること。